

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿 8－5－1

2 指名停止措置期間

令和 7 年 1 0 月 2 4 日から令和 7 年 1 2 月 2 3 日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する業務

4 事実概要

株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 2 1 日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 8 月 8 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年 8 月 2 0 日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 4 月 1 日付建設省営管第 1 2 4 号）別表第 2 第 8 号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 8 号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域内*の他の公共機関の職員	2 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内
ロ 指定区域*外の他の公共機関の職員	1 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内
※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	